

## 中労委（P）結審！

10月26日、13時から中央労働委員会において会社と係争中の通称中労委（P）は、双方の証人尋問が行われ結審となりました。

この審問に関西の分会や他地本から30名以上の仲間が傍聴し組合側証人を支え、東海労全体で不当労働行為を繰り返す会社と闘いました。

### 本橋さん、多田さん、松本さん（組合側証人） 事実に基づき堂々と証言！

本部執行委員の本橋さんは、本部業務部長として当時の会社窓口であった会社側証人の石原元人事部勤労課担当課長と「基本協約改訂に関する議事録確認」に関する具体的なやりとりを行った時のことを証言し、これまでの会社主張が事実でないことを証言しました。

新幹線関西地本執行委員の多田さんは、本件以前に苦情処理会議の内容を記載した掲示物を掲出しても撤去されなかった事実として、1993年に自らが掲示した掲示物を示し、本件はボーナスカット理由が広く明らかになることを恐れた不当撤去であることを証言しました。

大仕両分会分会長の松本さんは、現場管理者が本件掲示物を掲出後に仕業検査の点検時に指導を躊躇したり、管理者と社員の間で軋轢が生じた事実はなく、現在も点検は日常的に行われていることを証言しました。また、田崎元代理の陳述書で、「松本社員が管理者Cに対し、これもカットするんだろと発言した」との陳述に対し、「管理者Cである平野助役に注意指導もされていないのに、これもカットするんだろと発言するはずがない」と管理者と社員の間で軋轢が生じ、職場規律が乱れると描き出すためのウソの報告であると証言しました。

### 会社側証人に鋭い反対尋問を繰り返す！

会社側石原証人の反対尋問は、本部執行委員の柳楽さんが鋭い尋問を繰り返しました。

苦情処理会議の内容が掲示されて、現場管理者と社員との間に軋轢が生じた事実はあるのか？注意指導をしなかった事実はあるのか？職場規律の乱れを確認したのか？の尋問に対し、石原証人は「業務に支障はなかったが、内心で不安があった。自分の仕事に不安、萎縮した。」等、どれも立証できない返答ばかりでした。

また、別件のボーナスカット裁判で大阪第二運輸所の高田、坂下助役が「軋轢が生じた事実も、注意指導をためらったり躊躇したことはない」と、会社の主張を否定する証言をしているが、矛盾している。」との尋問に対し、石原証人は「人事の職から離れている。これが事実か分かりません」と逃げました。

中労委（P）は、この審問で結審し判定待ちとなりましたが、大阪府労委から中労委の闘いを共に闘い支援していただきました全ての組合員の皆さんに御礼申し上げます。

これからも各地本で係争中の闘いを連帯して闘っていきましょう。